

平成23年10月14日

特定非営利法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 御中

社 会 保 障 審 議 会
短時間労働者への社会保険
適用等に関する特別部会

短時間労働者への社会保険適用等に関するヒアリングのお願いについて

貴会におかれましては、ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

現在、当特別部会におきましては、本年7月1日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」に盛り込まれました短時間労働者への社会保険の適用拡大について、検討を行っております。

これまでの会合では、適用拡大の必要性和意義について議論をまいりました。その上で、具体的な適用範囲を検討するに当たっては、対象となるパート労働者の就業実態や、企業経営の実態、適用拡大がこれらに与える影響について、特に影響の大きい業種を中心に、把握するよう努める必要があると考えております。

つきましては、10月24日（月）（10：00～12：30）に開催されます当特別部会（第5回）にお越しいただき、パート労働者の中でも母子家庭の母であるような方々の就業実態などについてご報告をいただくとともに、適用拡大に関するご意見をお聞かせいただくよう、お願い申し上げます。また、お引き受けいただける場合には、ヒアリングを効率的に進める観点から、事前に別紙の質問項目への回答を文書にて作成いただき、事務局あてご提出いただくよう、お願い申し上げます。

質問 1. パート労働者への社会保険適用のあり方について

- ① パート労働者（短時間労働者）に対する社会保険の適用拡大の必要性についてどう考えるか。

- ② 被用者には、被用者にふさわしい年金・医療保険を確保すべきとの考え方について、どう考えるか。
(年金について) 社会保険が適用されていないパート労働者のうち、特に国民年金の第1号被保険者は老後に所得が十分に確保できない可能性が強い。特に、パート労働者の中でも、若年フリーター層や母子家庭の母の老後の所得保障のあり方をどう考えるか。
(医療保険について) 本来被用者保険に加入すべき被用者でありながら、地域保険に加入し、事業主が費用（保険料）の半額を負担する被用者保険の適用を受けられないパート労働者の医療保障のあり方をどう考えるか。

- ④ 社会保険制度における、働かない方が有利になるような壁を除去し、就労促進型、少なくとも中立なものに転換すべきとの考え方について、どう考えるか。現行の適用基準による「就業調整」の発生が、働くことを希望する労働者の能力発揮や企業の生産性向上の機会を損ね、ひいては社会経済にマイナスの影響を与えている可能性について、どう考えるか。

- ⑥ 企業の社会保険料負担を業種や雇用形態によって異なる公平なものにすべきとの考え方について、どう考えるか。

質問2. パート労働者である母子世帯の母の就労実態と適用拡大について

貴会に所属する、または把握している母子世帯について、

- ① 被用者として就労して所得を得ている世帯はどの程度か。また、そのうち、パート労働者として就労している世帯はどの程度か。
- ② そうしたパート労働者のうち、週所定労働時間が30時間を超えないような、比較的短時間の就労をしている者はどの程度か。
- ③ 年金や医療保険の適用状況はどうか。
- ④ 短時間の就労を理由は何か。こうした者は、どのような業種・職種に就労している傾向があるか。
- ⑤ 週所定労働時間が30時間を超えないような者のうち、より長い時間勤務して収入を増やすことを望む者はどの程度いるものと考えられるか。

質問3. 母子世帯にとっての適用拡大の意義について

- 適用拡大は、母子世帯にとってどのようなメリットがあると考えられるか。また、その理由は何か。

以上